保護者の皆さまへ

河合町

幼児教育・保育の無償化の手続きについて（令和９年度新規入園のかた）

【保育の必要がない方】

入園料・保育料を無償
（上限月額 28,000 円まで）

・満３歳から５歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
・入園料は月額に換算して無償化の対象。

※給食費や通園費等は無償化の対象外

第１号様式を提出してください。
※第２号様式を提出される方は第１号様式の提出は不要です。

※河合町役場　こども未来課へ**令和９年２月２６日（金）までに**提出してください。
※満３歳児は３歳を迎える日まで。

【保育が必要な方】

預かり保育**月額 12,300 円**まで無償

・共働き世帯の子どもなど**保育の必要**な３歳から５歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
【490 円×利用日数】

＊満３歳になった日から満３歳後最初の３月３１日までの子どもは、町民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額 17,700 円が上限）

【保育の必要性の認定が必要です。】
第２号様式を提出してください。
※保育の必要性を確認するために別途、**就労証明書や診断書等**の書類が必要です。裏面を参照ください。
※河合町役場　こども未来課へ**令和９年２月２６日（金）までに**提出してください。
※上記期限以降は認定を受けようとする月の前月１５日まで。

《マイナンバー及び本人確認できる書類》
▼マイナンバーが確認できる書類（いずれか１点）
・マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票
▼本人確認ができる書類
①いずれか１点のみで確認できる書類：本人の顔写真付きの公的証明書
（例：運転免許書、旅券、在留カードなど）
②いずれか２点で確認できる書類：本人の顔写真なしの公的証明書
（例：教育・保育給付認定証、利用者負担額決定通知、健康被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、など）

※　必要な書類は、こども未来課窓口または、河合町ホームページからダウンロードしていただけます。

無償化の対象となるには、
「認定申請書」の提出が必要です。
※必ず締切日までに手続きしてください。

問い合わせ先
河合町役場　こども未来課
☎　0745-58-2351

【重要】＊該当する方は必ずお読みください。**必要な書類をご確認ください。**

＜表面の【保育が必要な方】に関する説明事項＞

※預かり保育が無償化の対象となるためには、**２（３）号様式**と下記**必要添付書類**を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※保護者及び同居の方が下記の事情により、お子さんを保育できない場合に限ります。なお、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同住所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち６５歳未満（保育の実施希望開始日時点の年齢）の方は下記の保育できない事情の証明を受ける必要がありますのでご留意ください。

＜保育の必要性の認定要件と、保育の必要性を確認するための必要添付書類＞

※父母及び１８歳以上６５歳未満の上記同居家族の方すべての書類が必要です。

保育不可能事由	必要書類	証明者
就労のため（外勤）	＊就労証明書（標準的な様式Ａ） （採用予定者は内定通知等）	雇用主
就労のため（自営業等）	＊就労証明書（標準的な様式Ａ） ＊事業を行っていることが客観的に分かる書類（営業許可書、確定申告書等）	ー
求職活動のため	＊求職中（就学）の保育所申込誓約書 ＊求職活動状況報告書	３か月以内に就労証明書をご提出ください
育児休業取得中の継続利用	＊育児休暇証明書	雇用主 ※復帰後は、３週間以内に就労証明書をご提出ください
母親が出産のため	母子健康手帳（コピー）で出産予定日の確認	母の氏名・出産予定日が記載されたページのコピー
就労予定のため	＊求職中（就学）中の保育所申込誓約書 （入所後１か月以内の就労を確約）	―
就学のため	※求職中（就学）中の保育所申込誓約書 在学証明書および授業カリキュラム	学校長等
保護者が疾病・障がいのため	診断書または身体障害者手帳 （コピー）等	医師等
家族や親族の看（介）護のため	診断書または身体障害者手帳 （コピー）等	医師等
災害復旧のため	罹災証明書等	―